

釧路市生物多様性地域戦略

～雄大な自然にタンチョウが舞う釧路市を将来に継承するために～



釧路市生物多様性地域戦略

令和8年(2026年)〇月

編集・発行 釧路市市民環境部環境保全課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4594

FAX 0154-23-4651

e-mail ka-shizenhogo@city.kushiro.lg.jp

ホームページURL

生物多様性とは

生物多様性と生態系サービス

地球には、3000万種類もの生き物がいるといわれています。すべての生き物は長い歴史の中で、異なる環境下で自分たちの居場所を見つけながら、共に進化してきました。それぞれの生き物が、それぞれの個性を認め合い、お互いにつながり、直接的・間接的に支え合ってきたからこそ、私たちはいま存在しているのです。このことを**生物多様性**と呼びます。

生物多様性は、森林や湿地などの「生態系」、動植物から微生物などの様々な「種」、そして「遺伝子」の3つのレベルの多様性があります。

私たちの暮らしは、きれいな水や空気、食料や薬の原料をはじめ、様々な生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。私たちの健康な生活、そして将来世代の暮らしを守るために、生物多様性を保全する必要があります。



生物多様性が危ない

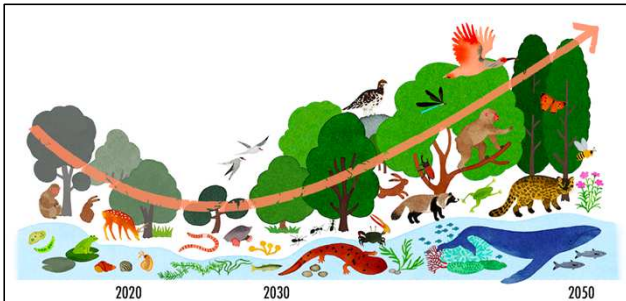
生物多様性は「開発など人間活動による危機」、「自然に対する働きかけの縮小による危機」、「人間により持ち込まれたものによる危機」、「地球環境の変化による危機」の4つの危機にさらされ、損失しています。

本市においても、湿原や緑地の減少、野生動物と自動車や列車の事故、外来生物の増加等、生物多様性への影響が懸念されています。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

現在、地球上ではかつてない速さで自然が消失・劣化し、生物多様性が失われています。

自然が消失・劣化していく傾向を止め、さらに回復させていく「ネイチャーポジティブ」に向けた取組が国内外で進められています。



出典）環境省ネイチャーポジティブポータル<https://policies.env.go.jp/nature/nature-positive/>

釧路市生物多様性地域戦略

目的

釧路市の生物多様性の重要性を認識し、私たちの暮らしの基盤である生物多様性を保全し、人と自然が共生した持続可能な社会を将来に継承していくことを目的に、生物多様性の保全に関する方針を示します。

計画期間

2030年度（令和12年度）まで

対象

すべての市民、事業者、市対象地域は市内全域

釧路市の生物多様性

釧路市の生物多様性の特徴

気象 太平洋側は冷涼で夏は霧が多く発生します。内陸部は寒暖差が大きく、積雪量が多く、太平洋側と内陸部では気候が異なります。

地質と地形 海岸線、丘陵地、台地、低地、北部の火山など多様な地質と地形が見られます。

土地利用 総面積の7割が森林です。国立公園が2か所、鳥獣保護区が8か所、指定されています。

世界に誇れる自然 釧路湿原と阿寒湖はラムサール条約湿地です。釧路湿原は渡り鳥の重要な飛来地です。

多様な生態系 火山、湿原、湖沼、森林、農地、海岸などの多様な生態系が見られます。

唯一の自然 阿寒湖は大型球状マリモが群生する唯一の湖で、釧路湿原はキタサンショウウオの数少ない生息地です。

希少な野生動植物 多種多様な絶滅危惧種や天然記念物に指定されている種の生息生育地です。

釧路湿原の自然再生 多様な主体により釧路湿原の自然再生事業が進められています。

生態系からの多様な恵み 湿原や森林からの多様な生態系サービスが暮らしや事業活動の基盤になっています。

地域で守ってきた自然 地域での釧路湿原の保護活動が、ラムサール条約の登録、国立公園の指定につながりました。

釧路市の生物多様性の課題

健全な生態系や自然景観の保全

土地の活用や担い手不足などの社会状況の変化により従来の施策のみでは自然景観の保全が難しくなっています。

野生動物の保護管理

野生動植物の生息生育地の減少が危惧されており、線路や道路での希少な野生動物の事故は増加傾向にあります。

外来生物の防除

特定外来生物ウチダザリガニによる生態系への影響が懸念されています。

自然資源の持続的な利用

自然資源の持続可能性に配慮した選択をする行動が当然となるような社会を形成していくことがこれからの課題です。

普及啓発

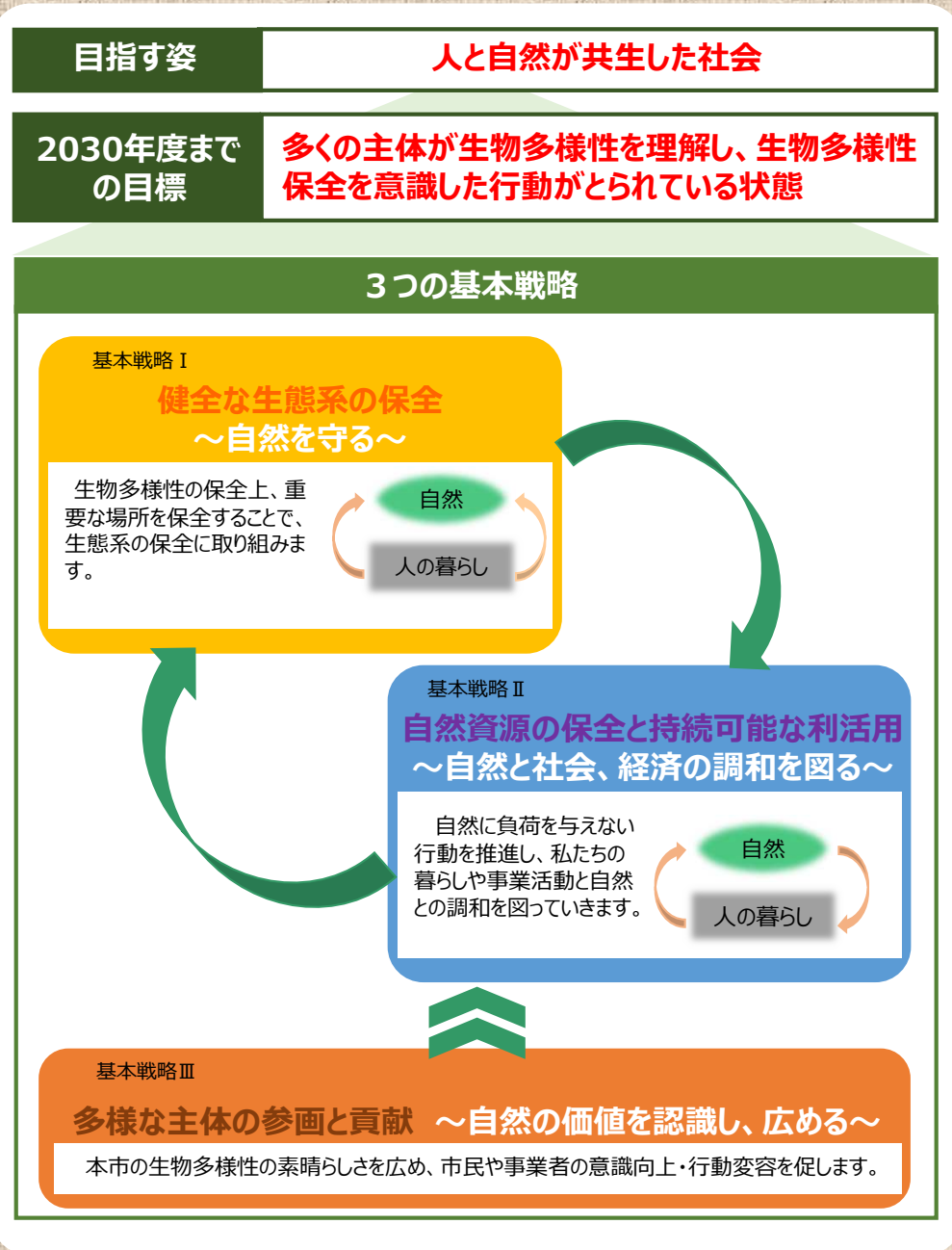
普及啓発により、環境に配慮する意識の醸成、行動変容を促していくことがこれからの課題です。

自然環境に関する情報収集

適切な生物多様性保全に取り組むためには自然環境に関する情報を収集し、その情報を多くの主体が活用できる体制の構築が必要です。

地球規模の環境問題

自然環境と調和した脱炭素の取組を推進していくことが重要です。



基本戦略

I

健全な生態系の保全 ～自然を守る～

(1) 重要な場所の生態系の保全

施策① 法令による保護地域の生態系の保全

- 法令による保護地域の指定（区域拡張）に向けた作業に取り組みます
- ラムサール条約湿地の区域拡張に向けた作業に取り組みます
- ラムサール条約自治体認証を申請します

施策② 守りたい場所の生態系の保全

- 良好な自然環境の保全に努めます
- 自然共生サイトの認定に向けた作業に取り組みます
- 法令による保護地域の指定（区域拡張）に向けた作業に取り組みます

施策③ 法令で保護されている野生動植物の保全

- タンチョウ及びシマフクロウの保護増殖事業に取り組みます
- 大型球状マリモの回復に向けた事業に取り組みます

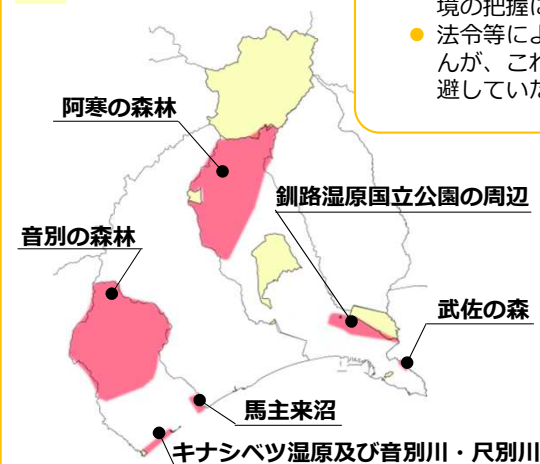
(2) 特定外来生物の対策

施策 特定外来生物の防除

- 特定外来生物の防除事業に取り組みます
- 特定外来生物の情報を収集し、必要に応じて防除対策を実施します

守りたい自然 ～保全推進地域～

- 保全推進地域
- 国立公園・鳥獣保護区



保全推進地域の取組方針

- 関係者・関係団体とも連携し、自然環境の把握に努めます。
- 法令等により行為は規制されていますが、これらの場所での行為は極力回避していただくよう周知していきます。



基本戦略
II

自然資源の保全と持続可能な利活用
～自然と社会、経済の調和を図る～

(1) 自然資源の活用

施策① 持続可能な農林水産業の推進

- 森林資源の循環利用を推進します
- 水産資源の適切な保安全管理を推進します
- 持続可能な農業を推進します

施策② 自然を活かした持続可能な観光業の推進

- 自然資源を持続的に活用できる環境整備を行います

施策③ 循環型社会の形成

- ごみ減量化を推進します
- リサイクルを推進します

施策④ グリーンインフラを活かした施策の推進

- 森林が持つ多面的機能の発揮を図る森林づくりを進めます
- 法令による保護地域の指定（区域拡張）に向けた作業に取り組みます

(2) 野生動物との軋轢の緩和

施策 ヒグマの被害防止対策の推進

- ヒグマの春期管理捕獲事業及び巡視に取り組みます

釧路湿原の持つ多面的機能

治水機能・遊水機能	湿原は、流量をコントロールして、下流を洪水から守っています。
水の保全	湿原は、水中に含まれる窒素やリンを吸収・分解して、水質を整え湿原生態系を維持しています。
漁業への貢献	釧路湿原から流出する溶存鉄は、植物プランクトンや海藻類を育み、沿岸域の生態系を豊かにしていると考えられています。
温暖化対策	湿原は、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し、炭素を貯留します。
生命を育む	釧路湿原は、多くの野生動植物の繁殖場所や生活場所となっています。
観光への貢献	釧路湿原は、知名度が高く、多くの観光客が訪れます。



基本戦略
III

多様な主体の参画と貢献
～自然の価値を認識し、広める～

(1) 自然の価値の再認識

施策 自然環境情報の取得

- 自然環境に関するデータを収集します
- 多様な主体が活用できる自然環境に関するデータの基盤を整備します

(2) 普及啓発

施策① 環境全般に関する意識醸成

- 脱炭素社会の実現に向けた情報共有、普及啓発を実施します
- 循環型社会の実現に向けた情報共有、普及啓発を実施します

施策② 生物多様性の理解促進

- 地域の自然を学習する機会を創出します
- SNSや広報誌などにより生物多様性保全に関する情報を発信します

(3) 連携

施策① 市民参加型の生物多様性保全に資するイベントの開催

- 市民参加型の生物多様性保全に資するイベントを開催します

施策② 生物多様性保全に資する事業活動の促進

- 事業者や市民団体等の生物多様性保全に資する活動を支援します

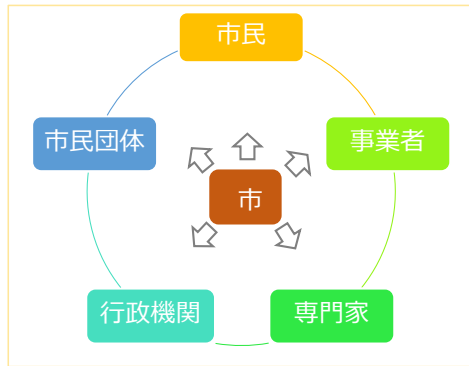
生物多様性保全に向けた市の行動

 湿原学習 小学校での授業	 調査研究 外来生物の駆除など	 情報発信 庁舎内での普及啓発活動	 清掃活動 市民参加型の活動
 遊歩道の整備 持続可能な観光	 市有林の整備 森林資源の循環利用	 イベントでの出展 市民団体と連携した普及啓発	 ヒグマの対策 春期管理捕獲事業

生物多様性は私たちの暮らしの基盤です。

釧路市の豊かな自然を守ることは、私たちの未来を守ることです。

タンチョウが舞う雄大な自然を次世代に引き継ぐためには、**生物多様性の恵みを享受している全員の行動**が必要です。



市民の取組

- 生物多様性への関心と理解を深めます。
- 自然観察会などに参加するなど、外に出て自然とふれあいます。
- 自然の動植物をむやみに採取しないようにします
- 外来生物による生態系への影響を認識し、外来生物を自然に放さないようにします。
- 清掃活動や特定外来生物の防除などの活動に参加します。
- 生産や流通で使用するエネルギーを抑えるため、地元で採れた旬の食材を味わいます。
- 環境ラベルが付いた環境に優しい商品を選んで買います。
- 食品ロスを減らす、リサイクルを活用するなど、ごみを削減します。

事業者の取組

- 貴重な動植物や法令で保護されている野生動植物の生息生育地の開発を回避するよう努めます。
- 保全推進地域での開発を回避するよう努めます。
- 事業活動を通し、生物多様性への貢献に努めます。
- 事業活動で実施する生物多様性に関する取組の公表に努めます。
- 市や市民、市民団体主体の生物多様性保全に資する活動の支援に努めます。

市民団体の取組

- 市内で生物多様性保全に関する活動に取り組みます。
- 行政の取組に積極的に参加するなど、専門性を活かした支援を行います。

専門家の取組

- 生物多様性に関する情報を収集し、分析します。
- 分析した成果は、市民等の生物多様性保全の取組に活用することができるように、公表するよう努めます。

ラムサール条約

正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。湿原、沼、干潟等の湿地は、多様な野生動植物を育み、特に水鳥の生息地として重要である一方、干拓や埋め立て等の開発の対象になりやすいこと、また、水鳥の多くは国境に関係なく渡りをするところから、国際的な湿地保全の取組が求められるようになり、国際的に重要な湿地及びそこに生息生育する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用を進めることを目的として、1971年（昭和46年）2月2日にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択されました。

1980年（昭和55年）に日本の条約加盟に伴い、釧路湿原は日本第一号で条約に登録されました。釧路湿原では、調査研究、自然観察会等のふれあい活動、学校教育の場としての活用、JICA研修の受け入れ等の取組により、湿地の賢明な（適正な）利用を推進しています。2005年（平成17年）に阿寒湖もラムサール条約に登録されています。



釧路市とラムサール条約

その昔、釧路湿原は、「ヤチ」と呼ばれ、水はけが悪く不毛の大地として扱われていました。そのため大規模な開発は進んでいませんでしたが、高度経済成長期に「ヤチ」にも開発議論が浮上りました。当時は自然に配慮した開発が重要視されていなかったため、1971年（昭和46年）に「北海道自然保護協会釧路支部（現釧路自然保護協会）」が設立され、釧路湿原の重要性を認識して無秩序な開発に歯止めをかけようという運動が始まりました。また、同年に釧路市立郷土博物館（現釧路市立博物館）は研究者や地域住民とともに「釧路湿原総合調査団」を発足し、釧路湿原の調査を行いました。

1972年（昭和47年）には釧路市と釧路地方総合開発促進期成会が市民シンポジウム「釧路湿原の開発と自然保護を考える」を開催し、経済界の代表と自然保護関係者が釧路湿原の将来について懇談しました。このシンポジウムでの議論を踏まえ、1973年（昭和48年）に釧路地方総合開発促進期成会釧路湿原対策特別検討委員会が「釧路湿原の将来—開発と自然保護に関する釧路地方住民の意見—」と題して、「自然保護優先の原則」など、開発と自然保護の関する3つの基本原則を掲げました。このような地域での議論を経て、1980年（昭和55年）に釧路湿原はラムサール条約に日本第一号で登録され、1987年（昭和62年）に国立公園に指定されました。ラムサール条約の登録及び国立公園の指定には釧路湿原総合調査団の調査報告書が役立ちました。地域が釧路湿原の価値を見出し、その価値を失うことがないように開発と自然保護の調和を図るための方策を検討し、この地域の行動がラムサール条約の登録、国立公園の指定につながりました。自然保護関係者のみではなく経済界も含めて釧路湿原を守ってきた歴史は、全国でも珍しい事例であり、地域が誇る歴史でもあります。

1993年（平成5年）には、アジアで初めてのラムサール条約締約国会議（ラムサールCOP 5、釧路会議）が釧路市で開催されました。会議の誘致から運営までも市民が携わっています。

